

岡山県公報		発行 岡山県				
目次		担当課（室）		目次		
○ 岡山県税条例施行規則及び岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）		税務課		○ 基本測量の終了 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 随意契約の相手方の決定 〃		監理課 建築指導課
○ 港湾施設の指定の一部改正 【告示】 （県例規集登載）		港湾課		○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則の正誤 【正誤】 （県例規集登載）		総務学事課
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の取消し ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定		健康推進課				
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称の変更 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止		〃				
○ 保安林の指定		治山課				
○ 保安林の指定予定		〃				
〃		〃				
○ 保安林の指定施業要件の変更予定 【公告】		〃				

◎岡山県規則第三十七号

岡山県税条例施行規則及び岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県税条例施行規則及び岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「及び記名押印」を「及びその氏名」に、「の記名押印」を「の押印」に改める。

一 岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）様式第九十七号及び様式第九十八号

二 岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則（平成十五年岡山県規則第三号）様式第十六号、様式第十七号及び様式第十九号

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則及び岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第二百四十八号

昭和四十二年岡山県告示第八百十九号（港湾施設の指定）の一部を次のように改正し、令和三年五月一日から施行する。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表宇野港の項中「第四号浮栈橋」を「第四号浮栈橋（全面ビジターバース）」に、「第七号浮栈橋」を「第七号浮栈橋（うち南西面はビジターバース）」に、「第十号浮栈橋」を「第十号浮栈橋（うち西面及び南面はビジターバース）」に改め、同表児島港の項中「第三号観光船浮栈橋」を「第三号観光船浮栈橋（全面ビジターバース）」に改める。

◎岡山県告示第二百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十八条第一項の規定によりその指定を取り消した。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を取り消した医療機関 名 称	所 在 地	取消年月日
訪問看護ステーション向日葵 水田小児科医院	倉敷市児島下の町一〇一三七四 玉野市宇野八一二一六	令和二年三月三十一日 令和二年十月二十五日

◎岡山県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
木村医院	備前市西片上15-3	R3.2.1
みどり薬局	総社市総社2-14-4	R3.4.1

◎岡山県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
医療法人社団福谷会鴨方第一内科クリニック	浅口市鴨方町六条院中1329	名称	医療法人鴨方第一胃腸科・外科医院	医療法人社団福谷会鴨方第一内科クリニック	R3.2.1

◎岡山県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和三年四月十三日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
木村医院	備前市西片上15-3	R3.1.31

◎岡山県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

倉敷市大畠一三〇〇、一三〇六から一三一一まで、一三一一、一三一二、一三一四、一三一七から一三二一まで、一三六六、大畠二丁目一三〇一から一三〇三まで、一三〇五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町中谷字大成下二五三五、二五四四から二五四六まで、二五四七の二、字中村口二五四一の一、二五四一の二、字中村奥二五四三、二五四八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大成下二五三五、二五四七の二、字中村口二五四一の一、二五四一の二、字

中村奥二五四八の二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富東谷字横路一一五〇の一、字沼ヶ谷一二九四の一、一二九六、一二九八、字畑ヶ谷一三一二、一三一一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高
梁市役所に備え置いて縦覧に供する。)

〔一四六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（航空重力測定）	測量の種類
令和三年三月二十四日	終了年月日

〔一四七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇八五―三、一〇八五―四、一〇八五―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区平野一三七―一ベルリッド平野A一〇一

横山 和弘

三 許可番号

岡山県指令建指第四一一号

〔二四八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市上出部町字権現平二五五五、二五五六、二五五七一、二五五七一二、二五六三、二五六六、二五六九、二五七二、二五七三、二六九三、二五五七一地先から二六九三地先まで道、二五七二地先道、二六九三地先道、二五六九地先から二六九三地先まで水路、七日市町字焼山三〇〇八一、三〇〇九、三〇四八一、三〇〇八一二、三〇一〇一二、三〇一〇一三、三〇一〇一二、三〇二六一三、三〇二六一四、三〇二七二三、三〇二八一四、三〇四六一三、三〇四七一二、三〇四八一四、三〇〇九地先から三〇〇八一地先まで道、三〇〇九地先から三〇〇八一地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

井原市木之子町五四八一

藤井運送株式会社

代表取締役 藤井 和利

三 許可番号

岡山県指令建指第四一八号

〔一四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市上出部町字権現平二五五五、二五五六、二五五七一、二五五七一二、二五六三、二五六六、二五六九、二五七二、二五七三、二六九三、二五五七一地先から二六九三地先まで道、二五七二地先道、二六九三地先道、二五六九地先から二六九三地先まで水路、七日市町字焼山三〇〇八一、三〇〇九、三〇四八一、三〇〇八一二、三〇一〇一二、三〇一〇一三、三〇一〇一二、三〇二六一三、三〇二六一四、三〇二七二三、三〇二八一四、三〇四六一三、三〇四七一二、三〇四八一四、三〇〇九地先から三〇〇八一地先まで道、三〇〇九地先から三〇〇八一地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、水路、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

井原市木之子町五四八一

藤井運送株式会社

代表取締役 藤井 和利

五 許可番号

岡山県指令建指第四一八号

令和3年4月13日 岡山県公報 第12285号

〔一五〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 特定役務の名称
交通管制システム保守業務
- 二 契約期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部交通規制課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
住友電工システムソリューション株式会社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目二番四号
- 六 契約金額
七〇、二九〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、三九〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

令和3年4月13日 岡山県公報 第12285号

〔一五一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年四月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

住宅地図データ等の賃貸借 一式

二 借入期間

令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ゼンリン

福岡県北九州市戸畑区中原新町三番一号

六 契約金額

月額二、三七六、六八七円（うち消費税額及び地方消費税の額二二六、〇六二円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第一号に該当するため

一・終わるか ら四							頁・行
14	三 ず つ	7 と し	9	6 と し	5	4	誤
13	四 ず つ	6 と し	5	5 と し	4	3	正

〔五〕令和三年三月三十一日付け公布岡山県事務処理規則の一部を改正する規則（岡山県規則第三十二号）に誤りがあった。